

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
規則	
秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(六九・秋田スギ振興課)...	1

規 則

秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(六九・秋田スギ振興課)...

秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年八月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十九号

秋田県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則

第一条中「林業改善資金助成法」を「林業・木材産業改善資金助成法」に、「林業改善資金助成法施行令」を「林業・木材産業改善資金助成法施行令」に、「林業改善資金助成法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十三号)」を「林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成十五年農林水産省令第五十五号)」に改め、「林業従事者等」の下に「及び融資機関」を加え、「林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金(以下「林業改善資金」という)を「林業・木材産業改善資金(当該資金の貸付けに必要な資金を含む)」に改める。

第一条を次のように改める。

(借受資格)

第二条 林業・木材産業改善資金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 林業従事者たる個人
- 二 木材産業に属する事業を営む者(資本の額若しくは出資の総額が千円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人(木材製造業を営む者にあつては、三百人)以下の会社若しくは個人に限る。)
- 三 前二号に掲げる者の組織する団体
- 四 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本の額若しくは出資の総額が千円以下のもの又は常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)

2 前項の借受者たる資格を有する者のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- 一 林業若しくは木材産業の経営又は林産物の生産若しくは販売の方式の改善等を共同して又は集团的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行つてゐるもの(実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。
- 二 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有すること。
- 三 第三条及び第四条を削る。
- 四 第五条第一項中「貸付けを」を「林業・木材産業改善資金の貸付けを具から」に改め、同条を第三条とし、第六条を第四条とする。
- 五 第七条第一項中「に知事が別に定める事業計画書を添え、その者」を「をその者」に改め、同条を第五条とする。

第八条第一項中「法第八条の規定に該当するかどうか」を「速やかに必要な事項」に改め、同条第二項中「(様式第二号)」を削り、「事務再委託機関」を「委託事務処理機関(事務再委託機関及び第十六条の事務委託機関をいう。以下同じ。)」に、「事務再委託機関」を「委託事務処理機関」に改め、「(事務再委託機関及び第十八条の事務委託機関をいう。以下同じ。)」を削り、同条を第六条とする。

第九条第一項中「貸付申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受け取つた場合」を「前条第一項の規定により貸付けの決定を受けた者」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条第二項中「第七条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「貸付申請者」を「第六条第一項の規定により貸付けの決定を受けた者」に、「第八条第一項」を「同項」に改め、同条を第八条とする。

第十一条の見出しを「(事業の完了及び報告)」に改め、同条第一項中「貸付け」

を「県から林業・木材産業改善資金の貸付け」に、「福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあつては六月以内、団地間伐促進資金、複層林転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金にあつては九月以内」を「三月以内に完了することが困難なものにあつては、法第七条第一項の林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業の完了までの期間内」に改め、同条第二項中「二十日以内に事業実施報告書(様式第四号)」を「三十日以内に実施状況」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同項後段を削り、同条を第九条とする。

第十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「支払い」を「支払」に改め、同条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第十四条第一項中「により」の下に「林業・木材産業改善資金に係る」を加え、「様式第五号」を「様式第三号」に改め、同条第一項中「第七条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十五条第二項中「(様式第六号)」を削り、「事務再委託機関」を「委託事務処理機関」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条中「第五条又は第六条」を「第三条又は第四条」に改め、同条を第十四条とする。

第十七条第一項中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改め、同条を第十五条とし、第十八条を第十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(融資機関の貸付けの申請)

第十七条 林業・木材産業改善資金の貸付けに必要な資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとする融資機関は、県貸付金貸付申請書(様式第四号)を知事に提出するものとする。

(融資機関への貸付けの決定)

第十八条 知事は、県貸付金貸付申請書の提出があつたときは、速やかに必要な事項を審査し、貸付けを行うことが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、県貸付金貸付決定通知書を当該融資機関に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

第十九条を次のように改める。

(融資機関の借用証書)

第十九条 前条第一項の規定により貸付けの決定を受けた融資機関は、県貸付金借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

本則に次の七条を加える。

(融資機関への貸付決定の取消し)

第二十条 知事は、第十八条第一項の規定により貸付けの決定を受けた融資機関が県貸付金借用証書を提出期限内に提出しないときは、同項の貸付けの決定を取り消すことがある。

(融資機関の事業の報告)

第二十一条 県貸付金の貸付けを受けた融資機関は、事業完了後三十日以内に実施状況を別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(融資機関の期限前償還等)

第二十二条 第十条及び第十一条の規定は、融資機関の期限前償還及び繰上償還について準用する。この場合において、これらの規定中「借受者」とあるのは、県貸付金の貸付けを受けた融資機関」と、「貸付金」とあるのは、「県貸付金」と読み替えるものとする。

(融資機関の支払猶予の申請)

第二十三条 法第十条の規定により県貸付金に係る償還金の支払の猶予を申請しようとする融資機関は、県貸付金支払猶予申請書(様式第六号)に知事が指定する者の証明書を添えて、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(融資機関への支払猶予の決定)

第二十四条 知事は、前条の規定により県貸付金支払猶予申請書を受け取つたときは、これを審査し、猶予することを相当と認めるときは直ちに支払猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払猶予の決定を行ったときは、県貸付金支払猶予決定通知書を当該融資機関に交付するものとし、支払猶予をしない旨の決定を行ったときは、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

3 知事は、償還金の支払期日を過ぎてから支払猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(融資機関の報告等)

第二十五条 知事は、必要があると認めるときは、県貸付金の貸付けを受けた融資機関及び当該融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者に対し林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事業の成績その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして県貸付金の貸付けを受けた融資機関及び当該融資機関から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者の帳簿及び施設その他の物件を調査させることがある。

2 前項の調査を行うときは、当該職員は当該融資機関の職員又は当該貸付けを受けた者若しくはその代理人の立会いを求めなければならない。

(委任規定)

も、365日当たりの割合とする。

第13条 丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全部の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

第14条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売払金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、残債務があるときは、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

第15条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

ある場合

(3) その他甲が指示する場合

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

(調査)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金が、いずれの債務に充当されるかについて、甲に指定権があることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第12条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の変更を行つても異議を申し立てない。

第13条 丙又は丁は、償還期日、据置期間又は償還期限の変更につき、甲乙間において取り決めた事項に異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第14条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売払金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、残債務があるときは、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。(合意管轄)

第15条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第16条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

秋田県公報

第13条 丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全部の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

第14条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売払金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、残債務があるときは、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(担保の処分)

第15条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第16条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第17条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第18条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第19条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第20条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第21条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第22条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第23条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第24条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第25条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第26条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第27条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第28条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第29条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 4 号 (第17条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

(A 4 判)

		年	月	日
秋田県知事	様			
		融資機関住所		
		融 資 機 関 名		
		代表者職氏名	⑩	
林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて (申請)				
林業・木材産業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、秋田県 林業・木材産業改善資金貸付規則第17条の規定に基づき、次のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受 けたいので、申請します。				
林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請額		千円		

様式第5号(第19条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

(A4判)

収入印紙
添付欄

貸付決定番号	第	号
貸付決定年月日	年	月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

借 入 金 額			償 還 期 限		
千円			年 月 日		
償 還 期 日 及 び			償 還 額		
第 1 回	年 月 日	千円	第 9 回	年 月 日	千円
第 2 回	年 月 日	千円	第 10 回	年 月 日	千円
第 3 回	年 月 日	千円	第 11 回	年 月 日	千円
第 4 回	年 月 日	千円	第 12 回	年 月 日	千円
第 5 回	年 月 日	千円	第 13 回	年 月 日	千円
第 6 回	年 月 日	千円	第 14 回	年 月 日	千円
第 7 回	年 月 日	千円	第 15 回	年 月 日	千円
第 8 回	年 月 日	千円			

上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。については、林業・木材産業改善資金に係る法令、秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

秋田県知事 様

融資機関住所
融資機関名
代表者職氏名



(裏面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は秋田県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、_____ (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が借入金を借入目的以外の目的に使用し、又は借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (2) 乙が県貸付金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙が償還金の支払を怠つたとき(丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が償還金の支払を償還期日までに行うことができない場合を除く。)
- (4) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (8) 乙が秋田県林業・木材産業改善資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。
- 3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなつたことを知つた場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金等)

第9条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、丙が林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも前項の規定による違約金を支払うものとする。

3 乙は、第2条第1号、第2号又は第8号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違反金を併せて支払うものとする。

4 第1項及び前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

6 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れする。

(合意管轄)

第11条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 6 号 (第 23 条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

融資機関住所

融資機関名

代表者職氏名



年 月 日付け貸付決定(貸付決定番号第 号)の林業・木材産業改善資金県貸付金を借り受けましたが、次のとおり支払を猶予されたいので、申請します。

借 受 金 額		千円			
当 初 の 償 還 方 法			変 更 後 の 償 還 方 法		
償 還 期 日	金 額	償 還 期 日	金 額		
第 1 回	年 月 日 千円	第 1 回	年 月 日 千円		
第 2 回	年 月 日 千円	第 2 回	年 月 日 千円		
第 3 回	年 月 日 千円	第 3 回	年 月 日 千円		
第 4 回	年 月 日 千円	第 4 回	年 月 日 千円		
第 5 回	年 月 日 千円	第 5 回	年 月 日 千円		
第 6 回	年 月 日 千円	第 6 回	年 月 日 千円		
第 7 回	年 月 日 千円	第 7 回	年 月 日 千円		
第 8 回	年 月 日 千円	第 8 回	年 月 日 千円		
第 9 回	年 月 日 千円	第 9 回	年 月 日 千円		
第 10 回	年 月 日 千円	第 10 回	年 月 日 千円		
第 11 回	年 月 日 千円	第 11 回	年 月 日 千円		
第 12 回	年 月 日 千円	第 12 回	年 月 日 千円		
第 13 回	年 月 日 千円	第 13 回	年 月 日 千円		
第 14 回	年 月 日 千円	第 14 回	年 月 日 千円		
第 15 回	年 月 日 千円	第 15 回	年 月 日 千円		
変 更 理 由					

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に貸し付けられたこの規則による改正前の秋田県林業改善資金貸付規則第二条の資金については、なお従前の例による。

購読料 発行 秋 田 県
 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 者 印 刷 所

秋田県株式会社 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarasatsus.co.jp 松原印刷社
 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原印刷社

